平成２７年（フ）第９６号
滋賀県野洲市西河原2685番地　ボヌール・ブランシェＢ６号室
債務者　吉田　善之
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４８号
滋賀県甲賀市甲南町耕心２丁目1109番地38、前住所滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘本町１丁目2608番地31
債務者　田中　康晴
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７５号
大津市浜大津３丁目２番１号　ヤマモトハイツ３－Ｂ、前住所大津市西の庄９番32号
債務者　穐葉　好夫
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７９号
兵庫県姫路市刀出332番地８、従前の住所兵庫県姫路市夢前町菅生澗160番地99
債務者　宮本　直美
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１７５号
兵庫県加古川市野口町北野58番地の１　レオパレス向日葵弐番館201号
債務者　高田　洋市
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２５４号
広島市安佐南区川内１丁目24番35―14号
債務者　谷田　康久
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４０号
広島市中区上幟町10番21―404号
債務者　角南　雅行
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９７号
広島市南区段原日出２丁目８番11―301号
債務者　堀越　光花
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０７号
広島県廿日市市六本松１丁目14番19号
債務者　竹本　将利
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２８号
広島市東区尾長東２丁目１番10号
債務者　栗森　正敷
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０３号
広島県福山市本郷町1451番地
債務者　鴫田　知英
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６６号
福岡県久留米市宮ノ陣５丁目19番88―102号、前住所福岡県久留米市津福本町1683番地２津福団地11棟８号
債務者　橋本　　翔
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１１５号
福岡県うきは市浮羽町朝田691番地１　井上アパート６号、前住所福岡県うきは市浮羽町朝田658番地10
債務者　白石　和代
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２８８号
北九州市小倉南区中吉田６丁目３番36号
債務者　山本　亜紀
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２９６号
北九州市小倉南区大字呼野131番地３
債務者　東地　勝弘
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３６号
宮崎県都城市高城町穂満坊2553番地
債務者　遠藤　芳郎
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第３０号
鹿児島県奄美市名瀬幸町14番30号
債務者　恵原　正直
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部